

## 1 業務概要

### (1) 業務名

新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務

### (2) 目的

新図書館西敷地利活用事業に関して、民間事業者から広く意見・提案を求め、対話を通じて市民等からの提案などについての事業性の有無を把握するため実施するサウンディング型市場調査及びその結果や「新図書館西敷地利活用事業基本方針（改訂版）」（以下「基本方針」という。）の方針、令和元年度に実施した各種団体との意見交換などの結果を踏まえた実施方針案・募集要領案の作成等、再公募に係る一連の業務の支援を受けることで、円滑で適確な事業者選定業務を執行することを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する可能性がある。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和3年12月28日まで

### (5) 提案限度額

18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）なお、支払いは業務完了後とする。

※応募者はこの額を上限として提案すること。

## 2 参加資格要件

公告日において、以下の(1)～(8)全てに該当すること。

なお、公告日から契約までの期間中に(1)～(8)のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 本市の令和2・3年度物件等競争入札参加資格を有する者のうち「調査・測定業務」に登録がある者又は令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者のうち「建築関係建設コンサルタント」に登録がある者
- (3) 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (8) 一級建築士の資格を有する者が、組織に所属していること。

### 3 審査及び選定基準

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、審査は2段階で実施する。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

ア 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。

イ 2次審査は、2次審査選定基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、プレゼンテーションは20分以内、質疑は20分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意することとし、スクリーン及びプロジェクターの利用を希望する場合は、2次審査前に商工振興課（088-823-9375）に連絡すること。

※実施日は令和2年12月5日（土）～7日（月）のいずれか1日を予定し、時間及び場所については1次審査後、別途通知する。

#### (2) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、審査の結果に基づき、2次審査出席者の中から、選定委員の総得点が高い者から順位付けを行い、最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者で、総合評価点が最高位の事業者を優先交渉権者とする。最低基準点以上の者がいなければ、優先交渉権者は選定しない。2次審査は、1社のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ、優先交渉権者を選定しない。

また、最上位の事業者が複数いる場合は、提案価格が廉価な者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者と協議が整わない場合は、次順位交渉権者と契約締結の交渉を行う。

#### (3) 選定委員構成

5名（本市職員で構成）

#### (4) 選定基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、前ページ「2 参加資格要件」のとおりとする。

イ 2次審査の選定基準は、別記「2次審査選定基準」のとおりとする。

#### (5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

### 4 実施スケジュール（予定）

説明会	令和2年10月23日（金）
質疑書の提出期間	令和2年10月14日（水）から 令和2年10月29日（木）まで
質疑に対する回答	令和2年11月5日（木）
参加意向申出書の提出期間	令和2年11月6日（金）から 令和2年11月12日（木）まで
[1次審査] 参加資格確認結果の通知	令和2年11月19日（木）
提案書の提出期間	令和2年11月20日（金）から 令和2年12月3日（木）まで
[2次審査] プロポーザル選定委員会の審査 (プレゼンテーション)	令和2年12月5日（土）から 令和2年12月7日（月）までの内1日
審査結果の通知	令和2年12月上旬
契約の締結	令和2年12月中旬

## 5 説明会

応募方法、提出資料、本業務の内容等について説明するほか、「新図書館西敷地利活用事業基本方針（改訂版）」及び令和元年度に実施をした新図書館西敷地利活用事業に関する各種団体との意見交換等の結果について、紙媒体及びCD-ROMにて配布する。

今回のプロポーザル参加を希望する者は、説明会への参加を必須とする。

- (1) 開催日時  
令和2年10月23日（金） 午前10時00分から
- (2) 開催場所  
オーテピア4階ホール（高知市追手筋2丁目1番1号）
- (3) 申込書類  
説明会参加申込書（様式第1号）
- (4) 申込方法  
FAX又は電子メールにより申込みすること。  
※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。  
※電子メールの場合は、件名を「新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務 説明会参加申込」とすること。
- (5) 申込期限  
令和2年10月22日（木） 午後5時15分（必着）
- (6) 参加に当たっての留意事項  
・新型コロナウイルス感染症対策のため、1事業者2名までの参加とする。  
・参加者はマスクを着用すること。
- (7) 申込先  
高知市商工観光部商工振興課 担当：川添・福田  
電話番号：088-823-9375 FAX番号：088-823-4024  
E-mail：kc-151705@city.kochi.lg.jp

## 6 質疑・回答

- (1) 提出書類  
質疑書（様式第2号）
- (2) 提出方法  
FAX又は電子メールにより提出すること。  
※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。  
※電子メールの場合は、件名を「新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務 質疑書」とすること。
- (3) 提出期限  
令和2年10月29日（木） 正午（必着）
- (4) 提出先  
高知市商工観光部商工振興課 担当：川添・福田  
電話番号：088-823-9375 FAX番号：088-823-4024  
E-mail：kc-151705@city.kochi.lg.jp
- (5) 回答方法  
令和2年11月5日（木）正午に高知市商工振興課ホームページに掲載する。  
ホームページURL (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/>)

## 7 参加意向申出書

### (1) 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式第3号） 1部
- ② 「2参加資格要件（8）」に該当する者の資格証明書の写し 1部
- ③ ②の資格者が、申出者の組織に所属することが確認できる資料  
（健康保険証等）の写し 1部

### (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とする。郵送の場合は書留郵便に限る。（提出期限までに必着）

### (3) 提出期限

令和2年11月12日（木）午後5時15分（必着）

### (4) 提出先

高知市商工観光部商工振興課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番36号（高知市たかじょう西庁舎3階）

### (5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、この理由について説明を求められることができる。

## 8 提案書作成要領

### (1) 提出書類

ア～キについては、正本1部、副本9部、クについては申立をする場合のみ1部、提出すること。

ア 提案書応募申請書（様式第4号）

イ 企業の業務実績調書（様式第5号）

ウ 業務の実施体制（様式第6号）

エ 管理者の資格・経歴等（様式第7号の1）

オ 主たる担当者の資格・経歴等（様式第7号の2）

カ 提案書（任意様式）

別添「新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務仕様書」の「6 業務内容」に記載する(1)～(6)の業務内容を踏まえ、項目ごとに支援内容の企画提案をすること。

※様式は、業務内容ごとにA4判片面（A3折込可）で2枚以内とし、様式の向きは、縦又は横のいずれかで統一すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

キ 業務参考見積書（任意様式）

ク 情報非公開希望申立書（様式第8号）

### (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とする。郵送の場合は書留郵便に限る。（提出期限までに必着）

### (3) 提出期限

令和2年12月3日（木） 正午（必着）

### (4) 提出先

高知市商工観光部商工振興課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番36号（高知市たかじょう西庁舎3階）

(5) 留意事項

- ア 提案書は1者1提案とする。
- イ 提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

9 問合せ先

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番36号  
高知市商工観光部商工振興課 担当：川添・福田  
電話番号：088-823-9375 F A X 番号：088-823-4024  
E-mail：kc-151705@city.kochi.lg.jp

10 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、今後実施を予定する新図書館西敷地利活用事業の実施事業者を選定する公募型プロポーザルに参加することはできない。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
  - ア 参加資格を満たさないこととなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - エ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第8号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (8) 参加を辞退するときは、必ず高知市商工振興課に参加辞退届（様式第9号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (9) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (10) 審査結果の通知時に、優先交渉権者の名称、所在地、総得点、その他参加者（「B社」「C社」等記載）の総得点を市のホームページに公表し、契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。

(別記)

2次審査選定基準

評価項目	配点	評価の視点
1 企業の評価	35	<ul style="list-style-type: none"><li>・官民連携事業に向けた民間事業者の選定等に係る支援業務の実績が十分にあるか。</li><li>・高知市内に主たる営業所（本社又は本店）、又は委任を受けた支社、支店、営業所等を有しているか。</li></ul>
2 配置者の評価	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理者及び主たる担当者は、官民連携事業に向けた民間事業者の選定等に係る支援業務の実績が十分にあるか。</li><li>・管理者及び主たる担当者は、本業務を行うに当たり十分な資格を有しているか。</li></ul>
3 業務遂行能力	20	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。</li></ul>
4 提案書	15	(1) サウンディング型市場調査支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・調査の特性を理解した支援策は示されているか。</li></ul>
	10	(2) 事業実施方針案の作成支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針及び(1)で意見集約した内容の分析及び実施方針案への反映手法は示されているか。</li></ul>
	10	(3) 募集要領案等の作成支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・作成に係る支援体制は充実しているか。</li></ul>
	15	(4) 事業者の募集・個別ヒアリング・選定業務の支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者からの質問整理、提案審査に係る支援体制が示されているか。</li></ul>
	10	(5) プロポーザル選定委員会の開催支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・開催に係る支援体制は充実しているか。</li></ul>
	10	(6) 基本協定・定期借地権設定契約締結に係る書類案の作成支援 <ul style="list-style-type: none"><li>・実績や専門性を活かした支援体制が示されているか。</li></ul>
5 業務参考見積額	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な金額であるか。</li></ul>
合計	150	

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 10 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者